

経営計画作成支援

参加費
無料

個別相談会のご案内

小規模事業者の皆様が販路拡大に取り組む際の費用を国が補助する補助金「小規模事業者持続化補助金」(裏面参照)は、12月21日の閣議決定後、1月末から始まる国会において正式決定する予定です。

当所では、補助金申請に必要な経営計画等について、専門家をお迎えして個別相談会を開催いたしますので、是非ご参加ください。(申込みの際には事前予約が必要となります。)

- **開催日時** 平成31年**3月25日(月)** 13:30～18:30
- **会場** 小千谷商工会議所 2F 研修室
- **講師** 中小企業診断士
(有)エムシーエー 代表取締役 **小松俊樹氏**
- **対象者** **小規模事業者**
 - ・ 製造業、建設業、サービス業のうち宿泊業・娯楽業
… 常時使用する従業員数が20人以下
 - ・ 卸売業、小売業、サービス業(宿泊業・娯楽業以外)
… 常時使用する従業員数が5人以下
- **定員** **10名**(先着順)
- **申込方法** 参加申込書(裏面)をご記入のうえ、FAX又は郵送にてお申込みください。

なお、日本商工会議所ホームページの公募要領に基づいた経営計画書、補助事業計画書等を作成(未完成でも可。補助金を利用して何をするか、明確なビジョンを入れてきてください。)のうえ、個別相談会へご参加願います。

日本商工会議所ホームページ：<http://www.jizokukahojokin.info/>

※平成30年度補正予算、日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金。

※国会にて正式決定後、メニューが追加されます。

- お問い合わせ・お申込み先

小千谷商工会議所 中小企業相談所

〒947-8691 小千谷市本町2-1-5

TEL 0258-81-1300 FAX 0258-83-3632

経営計画作成支援個別相談会 参加申込書

事業所名		業種	
参加者氏名		役職	
住所	〒		
電話番号		F A X	
個別相談会希望時間	※いずれかに○印を記入願います。 13:30～ ・ 14:30～ ・ 15:30～ ・ 16:30～ ・ 17:30～		

※本申込書にご記入いただきました個人情報につきましては、本人確認や出席者名簿の作成など、本事業実施のために使用するほか、本所からの各種情報提供等に使用される場合があります。

小規模事業者持続化補助金とは

1. 対象者：小規模事業者支援法に定義する小規模事業者（表面参照）
2. 補助額等：補助上限額50万円（補助率2／3）
 ※従業員の処遇改善を行う取組、買物弱者対策の取組、海外展開の取組については、補助上限100万円
 ※複数の小規模事業者が連携した共同事業は、補助上限500万円
3. 公募開始：2019年3月初旬頃から（予定）
4. 募集締切：2019年5月中旬頃まで（予定）
5. 対象となる取り組みの例
 - ① 広告宣伝 新たな顧客層の開拓を狙い、チラシを作成・配布 又は、新聞広告、Web広告
 - ② 集客力を高めるための店舗改装
 ◆小売店の陳列レイアウト改良、飲食店の店舗改修を含む
 - ③ 商談会・展示会への出展
 ◆新たな販路を求め、国内外の展示会へ出展
 - ④ ネット販売システムの構築

※売上増加が条件。年々採択率が厳しくなっております。
 補助金を利用して何をするか、明確なビジョンが必要です。